

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を平成 15 年 4 月 1 日に施行し、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しているところです。

また、県教育委員会は、この趣旨を踏まえるとともに、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を、すべての学校すべての地域において積極的に推進しています。その中で、社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、人権尊重の理念について理解を深めるよう努めることとしています。

生涯学習課では、本県の人権教育の基本的な在り方及び推進の方策を示した「人権教育の手引き」(県教育委員会 平成 14 年 3 月発行)を受けて、平成 14 年度は、社会教育の場面で、どのように人権教育を推進していくかを Q&A 方式で具体的に示した指導資料『じんけん学びガイド』を作成いたしました。さらに平成 15 年度には、社会教育における様々な学習機会の中で人権教育が展開できるように、「だれが、だれを対象として、どんな場面で、どのように展開していったらよいか」をワークシート形式にして、より実践的な内容で示した指導資料『じんけん実践ガイド』を作成しました。

そこで、今年度は、これまでに刊行した『じんけん学びガイド』と『じんけん実践ガイド』の編集方針の流れに沿う形で、市町村の人権教育担当者が指導者養成の研修を企画・立案、運営、そして評価する上でのガイドブックとして『じんけん研修ガイド』を作成しました。これまでの資料と併せて御活用いただきたいと考えております。

本資料が、社会教育の場面をはじめ様々な学習機会の中で活用され、市町村において人権教育を推進する上で参考となりますことを期待しております。

平成 17 年 3 月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 柳 田 治 男



目次

はじめに

目次

編集の方針	1
第 章 研修計画をつくるために ～企画・立案のポイント～	3
- 1 人権教育推進のための指導者について	4
- 2 学習プログラムについて	6
- 3 学習プログラム作成の手順	
(1) 年間事業計画を立てるに当たって	7
(2) 個別事業計画を立てる ～全体構想の立て方～	8
(3) 個別事業計画を立てる ～展開の組み立て方～	10
- 4 相談窓口紹介	16
第 章 学習展開のために ～運営のポイント～	17
- 1 学習展開計画の立て方	18
- 2 こんなことに留意して準備してみたら...	20
- 3 当日の運営で心がけたいこと	24
- 4 学習者が主体的な活動を展開するために（参加体験型学習）	26
第 章 よりよき研修とするために ～評価のポイント～	31
- 1 評価のポイントを考えよう	32
- 2 チェックリストを活用しよう	36
- 3 学習のふりかえりを大切にしよう	40

参考文献一覧

おわりに

編集の方針

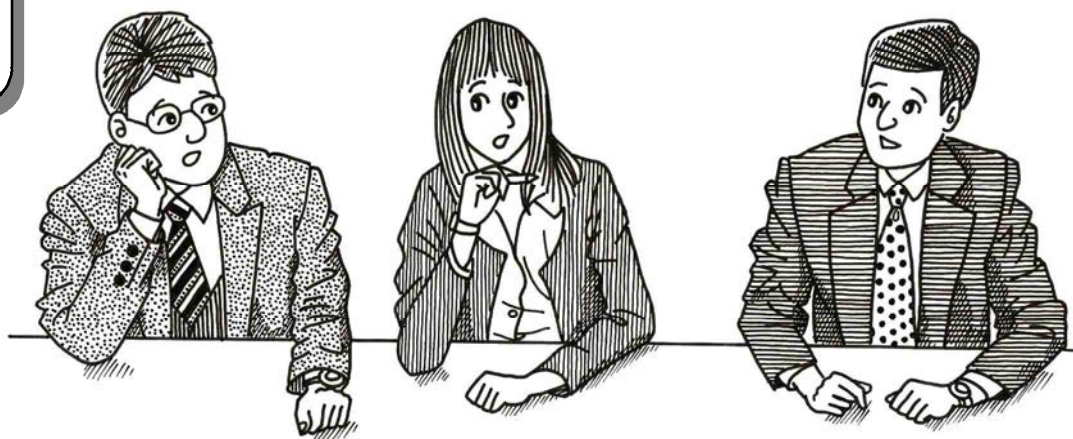
人権教育研修を開催しようと考えていますが、どのように企画すればよいのでしょうか。できれば、人権教育をさらに広めるために、指導者養成研修にしようと思います。配慮しなければならないことはどんなことでしょうか。

最近、行政評価の一部として事業評価をしなければならないと思いますが、どうすればよいのか分からないわ。

人権に配慮した講座を進めるために、チェックリストがあるとうれしいわ。

学習者の主体的な学びが期待できる参加体験型学習を自分でやってみようかな。

研修の具体的なプログラムがあるとうれしいな。



本県では、「栃木県人権教育基本方針」(平成13年11月6日決定)に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を、すべての学校すべての地域において積極的に推進しています。

生涯学習課では、社会教育における人権教育指導手引書として、「じんけんガイド」シリーズを発行し、生涯学習推進のための各種施策を通して人権に関する多様な学習機会を提供できるよう、学習者の主体的な学習を促進できるよう努めているところです。

一昨年は、「じんけん学びガイド」を発行し、社会教育の場面でどのように人権教育を推進していったらよいか、その基本的な考え方を示しました。

昨年は、「じんけん実践ガイド」を発行し、人権教育の3つの内容である「豊かな人間性に関すること、人権意識(人権に関する知識・技能・人権感覚・人権尊重の意識)に関すること、人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」を社会教育分野で具体的に実践していくためのガイドとなるよう、具体的な場面を挙げ事例を交えながら示しました。



今年、「じんけんガイド」シリーズの第三弾として、指導者の養成及び研修に視点を当てることにしました。

人権教育を推進し、人権尊重の社会づくりを構築していくためには、『地域社会において人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上』が不可欠であり、人々が学んだことを互いに生かし合っているような研修会等を計画的に実施していくことが望まれます。

そこで本書では、社会教育における人権教育担当者が、どのようにして人権教育指導者養成研修を実施していったらよいか、そのポイントについて、「企画・立案」、「運営」、「評価」の順に、具体的な場面を挙げ事例を交えながら、以下のような趣旨で構成しています。

本書の構成

〔第Ⅰ章〕 研修計画をつくるために ～企画・立案のポイント～

地域社会で人権教育を推進する指導者を計画的に養成し、資質の向上を図るための研修を充実させることが大切です。そのためには、人権教育指導者養成研修の実施が必要です。

そこでここでは、人権教育指導者養成学習プログラム（個別事業計画）の企画・立案、その作成の手順について例示をしています。

〔第Ⅱ章〕 学習展開のために ～運営のポイント～

学習展開は、個別事業計画の一コマであり、目標に沿ったねらい・活動が展開されなければなりません。流れを大切にし、十分な準備を行います。研修を講師やファシリテーター等にすべてお任せするのではなく、担当者自身が研修を行ったり導入やまとめを行ったりするという視点も大事にしましょう。

そこでここでは、学習展開計画立案・当日の運営、参加体験型学習の展開について例示をしています。

〔第Ⅲ章〕 よりよき研修とするために ～評価のポイント～

よりよき研修とするためには、事業全体をふりかえり、適切な評価をすることが大切です。しかも、評価は、企画の段階から始まります。

そこでここでは、適切な評価のために、時期・対象者・領域に応じたチェックリストの活用、ふりかえりの仕方について例示をしています。